

永井の明治維新

永井区有文書の中に「御条目」という冊子があります。



▲御条目

永井村の村役人達が明治政府の発した命令を書き留めたもので、明治元年十一月の日付があります。新しい時代の幕開けにあたり、明治政府は人々にどんな命令を発したのでしょうか。

主なものをあげてみましょう。

○キリスト教は禁止する

○年貢諸役は確実に納めなさい

○他領へ移動(移住)することは禁止する

○公儀に刃向かうことや徒党を組むことは禁止する

○博打や勝負事は禁止する

○博打や勝負事は禁止する

○博打や勝負事は禁止する

などなど。

新しい時代の幕開けに際し、どんなメッセージを人々に届けたのかと思いきや、これって江戸時代とほとんど一緒じゃないですか。有名な「五箇条の御誓文」には、次のようにあります。

①政治のことは、広く意見を求

めて話し合って決めよう

②身分の上下に関わらず、心を一つにして国造りを進めよう

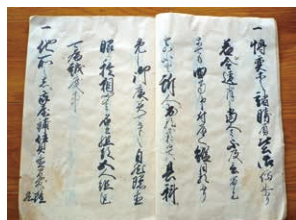
④古くからのよくない習慣を改め世界共通の正しい道理に従おう

同じ人が言っているとは思えませんね。

明治政府はその後、国の政治の仕組みや産業、教育などを大きく変革していきました。しかし、初めから明確な見通しがあつたわけではなかったといえます。

海外の進んだ国の仕組みを研究しつつ、一つ一つ日本の国の変革に取り組んでいったのです。だから、ひとまずは江戸時代と変わらないことを人々に示し、余計な不安が広がらないようにしたのではないのでしょうか。

永井村に届けられた命令は、他の村々にも同じように届けられたはずで、田舎に暮らす村の人々が明治維新の改革を実感するようになるところ、もつと後のことになるようです。



永井区長 諸田 義行



地域包括支援センターだより

こんなサービスをご存じですか？

今回の地域包括支援センターだよりは、便利だけど意外と知られていない在宅福祉サービスをご紹介します。ご不明な点や詳細については、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉協議会 ☎20-1126



みんなでお買い物号

対象：75歳以上の一人暮らし、または高齢世帯で移動手段がない人
内容：沼田市内の商業施設へ送迎(月1回)
費用：年間500円

家族介護教室・交流事業

対象：要支援または要介護者を在宅介護している家族
内容：介護教室、情報交換会、日帰り旅行
費用：一部自己負担あり

福祉車両の貸出事業

対象：介助なしで移動が困難な65歳以上の高齢者または身体障害者の人
内容：福祉車両の貸出
費用：基本料250円、10kmごとに150円

温泉で健康づくり・リフレッシュ事業

対象：65歳以上の人
内容：昭和の湯へ送迎(地区ごとに月2回)

費用：無料

ケア輸送サービス※

対象：一般交通機関の利用が一人では困難な要介護または要支援の高齢者および身体障害者の人

内容：介護職員が事業用自動車で移動サービスを提供

費用：30分2,490円

※ケア輸送サービスには村の助成があります

対象：65歳以上の一人暮らし、または高齢世帯で一般交通機関の利用が困難な人

内容：医療機関、公共機関、公的機関主催の行事への送迎(年12回)

費用：1回30分250円／60分500円

地域包括支援センター ☎30-2121



問合せ 地域包括支援センター ☎30-2121

